

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月12日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第4号

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例（平成23年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「であって、次に掲げる世帯に属するもの」を「又は同法第20条第2項の規定による計画的避難区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となった者（当該区域の解除・再編後、当該再編後の区域設定が令和元年度までに解除された区域に係るものを除く。）」に改め、同号アからウまでを削り、同項第6号を次のように改める。

- (6) 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による避難のための立ち退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため、避難若しくは退避を行った者又は同法第20条第2項の規定による計画的避難区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となった者（当該区域の解除・再編後において居住制限区域、避難指示解除準備区域又は帰還困難区域に属する世帯であって、令和元年度以前に指定が解除された区域に属する世帯のうち、令和2年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が

600万円を超える世帯（以下「上位所得層」という。）に該当しない世帯に属するものに限る。）

別表第2条第1項第5号に該当する者の項中「令和2年度」を「令和3年度」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、「（同号イに該当する世帯のうち上位所得層に該当するものに属する者については、令和2年4月分から同年9月分に相当する月割算定額に限る。）」を削り、同表第2条第1項第6号に該当する者の項中「令和2年度」を「令和3年度」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、「（同号イに該当する世帯のうち上位所得層に該当するものに属する者については、令和2年4月分から同年9月分までに相当する月割算定額に限る。）」を削り、同表第2条第1項第7号に該当する者の項中「令和2年度」を「令和3年度」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同表第2条第1項第8号に該当する者の項中「令和2年度」を「令和3年度」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の規定は、令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する令和3年度保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。